

報道機関に依頼する事項に○をつけてください

①実施する事業の紹介

②催事等の参加者募集

③催事等の当日取材

報道取材情報（沼津市）

令和2年12月21日（月）発表

名称等	沼津市の「ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付の再支給）」の 対応について
実施日時	令和2年12月24日（木曜日）
担当	市民福祉部 こども家庭課 直通 055-934-4827 内線 2162

1 内容

沼津市では、ひとり親世帯臨時特別給付金（国制度）の再支給分について、この度、令和2年12月24日（木）に支給することとしましたのでお知らせします。

2 経緯

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身共に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を早期に再支給するものです。

3 対象世帯及び支給額

令和2年12月11日時点で、既にひとり親世帯臨時特別給付金の「基本給付」の支給を受けている方。

1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円

参考：今回の対象世帯数 1,463世帯
" 支給額 9,496万円

4 経過

ひとり親世帯臨時特別給付金（国制度）は、8月28日（金）に支給を開始し、以後、ひとり親で年金受給者や家計急変者への支給を随時対応しているところです。

5 その他

公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていないひとり親（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る）や、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変したひとり親で、令和2年12月11日時点では基本給付の申請を行っていない方についても、基本給付（再支給分）を併せて申請することが可能です。

令和3年2月26日（金）まで申請を受け付ける予定です。（「ひとり親」とは、児童扶養手当に係る支給要件に該当する方です。）

また、ひとり親世帯の皆様のご相談を随時受け付けております。